

令和6年度愛知県専門コース別研修事業 権利擁護コース
～市町村・相談支援従事者向け障害者虐待防止応用研修～

【開催趣旨】 障害者虐待防止法が施行され10年以上が経過しましたが、虐待件数は年々増加の一途を辿っています。令和5年12月に発表された令和4年度の障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が令和3年度と比較して37%も増加（699件→956件）している状況です。

そこで、今回の研修では、福祉施設従事者等による虐待通報があった際の事実確認調査のポイントや、その後の再発防止に向けた取り組みなどについて学んで頂く機会とします。

◆主 催 特定非営利活動法人愛知県相談支援専門員協会（ASK）【愛知県委託事業】

◆開 催 日 令和6年【講義】7月13日（土）受付9:30～ 10:00～16:30

【演習】7月19日（金）受付9:30～ 10:00～16:30

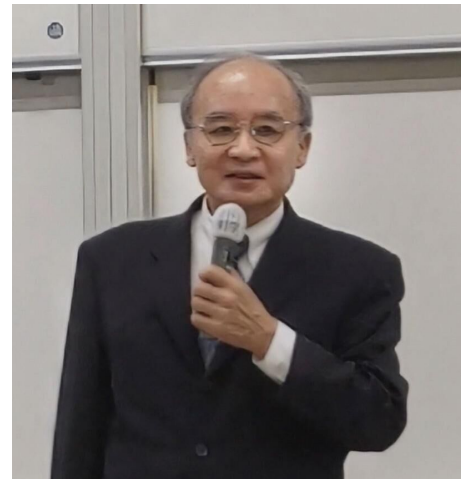
◆開催場所 刈谷市産業振興センター401 会議室 〒448-0027 刈谷市相生町1丁目1番地6
JR 刈谷駅（北口）・名鉄刈谷駅（北口）から徒歩3分 相生駐車場（有料）

◆講 師

国学院大学名誉教授 佐藤彰一先生

【略歴】1953年生 立教大学法学部教授、法政大学法科大学院教授を経て現職。2000年9月より弁護士活動を開始、2008年7月から全国権利擁護支援ネットワーク代表に就任。現在、全国権利擁護支援ネットワーク顧問。千葉県立福祉センターの虐待事件の検証委員長、神奈川県立津久井やまゆり、中井やまゆり、愛名やまゆりなどの支援検証・虐待検証など、数多くの入所施設の検証に関わっている。

【コメント】佐藤彰一（さとうしょういち）と申します。大学でずっと法律の教育・研究（民事訴訟法という固い分野です）をしております、外の世界のことは何も知らないという生活をやっておりました。他方で、子どもが重い知的障害を持って生まれてきて33年ほど父親をやっております。その両方の経験から、2000年から弁護士登録をしまして、権利擁護活動に邁進して参りました。教育研究活動、弁護士活動、権利擁護活動、そして父親（これは活動というのかどうかよく分かりませんが）、4つの顔（どれも似たり寄ったりの顔です）をもって毎日を過ごしております。



ASK理事・研修委員ほか ※佐藤先生は【講義】7月13日（土）のみのご出講です。

◆対 象 者 ①市町村担当職員 ※1市町村1人が受講することが望ましい。

②基幹相談支援センター職員、③委託相談支援事業所職員、④障害者虐待防止センター職員、⑤相談支援事業所に勤務する相談支援専門員、⑥その他 定員を越えないときに限り受講していただけます。

◆定 員 56名 ◆参加〆切 7月3日（水） ◆参加費無料

◆内 容 ※進行・企画・講師の都合で変更する場合があります。

7月13日（土）講演：「中井やまゆり園における外部調査と当事者目線の支援改革プログラムについて（仮題）」、講義：「障害者虐待防止法の概要と各機関の責務（仮題）」、実践報告：「虐待対応における市町村間の連携と再発防止に向けた取り組み（仮題）」「まとめ講義」

7月19日（金）演習：障害者虐待における対応のプロセスの理解、通報から事実確認、支援計画までを段階的にワークシートを使いながらセルフワーク・グループワークにより学びます。

◆申込方法

裏面の参加申込書に必要事項を記載の上、ASK事務局宛にファックスにてお申し込みください。

お申し込みいただいた方には、7月5日（金）までにファックスにて参加可否をお伝えします。また、参加可能の方には受講証をお送りします。**受講証がないと受講できません。**参加可否及び受講証が届かない場合には通信事故等が考えられますので、再度ご連絡ください。

【裏面もご覧下さい】

【ご注意】 ※以下をよくお読みになって了解いただいた方のみ申し込んでください。

①本研修は講義だけではなく演習も実施しますので、参加者の積極的な関わりが必要となります。その点をご了解いただいた上で、ご参加ください。②研修当日、発熱やせき、倦怠感など体調不良のときは無理をせず出席はお控えください。③受付に非接触型体温計、手指用消毒液（アルコール含有及びアルコールフリー）、マスク用対抗菌スプレー（アルコールフリー）、ウェットシート（アルコール含有及び対抗菌アルコールフリー）を備えますので適宜お使いください。④感染症に係る案件で愛知県等行政機関から要請があったときには、参加者の氏名、住所等の情報を提供します。⑤本研修全日程（2日間）修了者には、愛知県知事より修了証を交付します。ただし、当該修了証は相談支援専門員の資格要件には該当しませんのでご注意ください。⑥講義・シンポジウム・演習などの撮影、録画、録音はできません。⑦参加にあたり受講証が必要です。受講証はFAXにてお送りしますが、届かない場合は通信事故が考えられますので、ASK事務局までお知らせください。なお、受講証を送信したときは当協会ブログ<http://askyukai.seesaa.net/>にてお知らせします。⑧開催当日の午前7時現在愛知県内のいずれかの地域に「暴風警報」または「特別警報」が発令されているときや自然災害などにより公共交通機関が計画運休するときなどは中止します。また、愛知県内にJアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル攻撃等の警報が放送されたときや新型コロナウイルス感染拡大に伴う非常事態宣言が発出されたときも、中止（延期）します。中止する場合は、気象警報については「当日午前7時15分まで」に、Jアラート警報や非常事態宣言発出のときは「随時」ブログ<http://askyukai.seesaa.net/>にてお知らせします。

◆問い合わせ ASK事務局 ※専従の事務局員を配置していませんので、ファクス、メールにてお問合せください。
ファクス：050-3101-5909 Eメール：askyukai@yahoo.co.jp

参 加 申 込 書

※送付状不要 ファクス：050-3101-5909 〆切：7月3日（水）
愛知県専門コース別研修事業【権利擁護コース】～市町村・相談支援従事者向け応用研修～
【講義】7月13日（土）・【演習】7月19日（金）開催

ふりがな 名 前	※受講証及び修了証に記載するため大きく、わかりやすく記入してください。	
勤務先名		
勤務先市区町村	市・区・町・村 ※名古屋市の場合は「区」を記入してください。	
職種 ※該当職種を○で 囲んでください。	①市町村担当職員 ②基幹相談支援センター職員 ③市町村委託相談支援事業所職員 ④障害者虐待防止センター職員 ⑤相談支援事業所に勤務する相談支援専門員 ⑥その他 () ※具体的に記してください。	
連絡先電話番号		
ファクス番号	() -	
連絡事項（受講あたって配慮すべき点などを記入してください）		
私は【ご注意】に示された①～⑧について了解しました。		
令和 年 月 日	氏名	

受講証がないと受講できません。7月5日（金）までに受講証をお送りします。参加可否及び受講証が届かない場合には通信事故等が考えられますので、再度ご連絡ください。

※受講証送付完了時には当協会ブログ<http://askyukai.seesaa.net/>においてお知らせします。

ファクス：050-3101-5909